

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

三十一年

平成三十一年三月二十日(水曜日)

議事日程(第四号)

平成三十一年三月二十日 午前十時開議

第一 議第 四号 五條市地域審議会条例の一部改正について

議第 五号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第 八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議第 十号 平成三十年五條市一般会計補正予算(第六号)議定について

第二 議第 三号 エコ・リレーセンターごじょう条例の制定について

議第 七号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について

議第 十一号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)議定について

議第二十一号 工事請負契約の変更について

第三 議第 六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

議第 十二号 平成三十一年度五條市一般会計予算議定について

議第 十三号 平成三十一年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

議第 十四号 平成三十一年度五條市墓地事業特別会計予算議定について

議第 十五号 平成三十一年度五條市介護保険特別会計予算議定について

議第 十六号 平成三十一年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について

- 議第 十七号 平成三十一年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第 十八号 平成三十一年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第 十九号 平成三十一年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 議第 二十号 平成三十一年度五條市水道事業会計予算議定について
- 第四 発議第 一号 議第十二号平成三十一年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について
- 第五 推第 一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第六 発議第 二号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について
- 第七 発議第 三号 二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関する決議について
- 第八 発議第 四号 総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

六番	五番	四番	三番	二番	一番
窪	吉	牧	平	養	伊
	田	野	岡	田	谷
佳	雅	清	全	賢	
秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事（総務部長）
技監
政策企画監
市長公室長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長
都市整備部長

太 檜 堀 吉 藤 細 和 辻 稲 平 井 石
田 内 内 田 原 川 田 田 次 田 上 田
好 成 伸 暁 克 敬 剛 祥 裕 耕 茂
紀 吉 起 史 哉 太 明 友 美 一 昭 人

七番 岩 本
八番 福 塚
九番 山 口
十番 吉 田
十一番 藤 富
十二番 大 谷
龍 美 雅 耕
恵
雄 子 範 司 実 孝

事務局職員出席者

教育部長
西吉野支所長
大塔支所長
水道局長
会計管理者
秘書課長
企画政策課長
財政課長
土地開発公社事務局長

松 西 西 中 松 松 谷 森 松
井 川 口 晶 義 和
永 彦 紀 士 美 二 美 久 久 賢 智 武 晶 義 和
人 雄 美 二 美 士 美 久 久 賢 智 武 晶 義 和

事務局長
事務局次長
事務局係長
事務局主任
事務局係員
速記者

坂 井 車 芳 窪 柳
口 筒 谷 田 瀬
慎 昭 憲 佳 勇 美
一 則 隆 子 人

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時零分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、議第四号、議第五号、議第八号及び議第十号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田 正委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田 正登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四号、議第五号、議第八号及び議第十号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四号 五條市地域審議会条例の一部改正については、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債の起債期限が延長されたことにより、より地域の充実を図るため、住民の意見を聴く必要があることから、条例の期限を五年間延長し、平成三十二年三月三十一日から平成三十七年三月三十一日に改めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、合併特例債の残額をただしたのに対し、「合併特例債の発行可能額百七億三千万円に対し、発行済み額四十八億五千六百三十万円及び新庁舎建設事業の発行予定額約三十九億六千万円と仮定すると、残額は約二十億円余りとなる。」との答弁があり、

委員から、残り二十億円を充当する事業の計画についてただしたのに対し、「合併のときに合併特例債で行うとしていた事業であっても、平成三十二年で期限が切れる過疎対策事業債とのバランスを見ながら、事業を過疎対策事業債に振り替えるなどしているが、合併特例債が延長されたとはいえ起債であることから、できる限り有効な利用・活用を考え、協議しながら進めていかなくてはならないと考えている。」との答弁があり、また委員から、合併特例債の起債期限が五年間延びたことによる五條市への影響をただしたのに対し、「新庁舎建設において若干工期が延びているが、期限が延長されたことで引き続き合併特例債を活用できることが最も大きな効果と言える。また充当額については過疎対策事業債が一〇〇パーセントで、合併特例債は九五パーセントとなっており、当初の一般財源の持出しが過疎対策事業債の方が有利であるため、みどり園関係なども過疎対策事業債に振り替えるなどして、合併特例債を温存させている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成三十一年四月一日より施行されることに伴い、関係条例の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、働き方改革法案による五條市職員への影響をただしたのに対し、「今回の条例改正により規則で定める内容については、通常の職員の時間外勤務時間を限定するもので、一箇月においては四十五時間、また年間三百六十時間の上限を定めるものである。」との答弁があり、また委員から、臨時職員やパート職員にこの規制が適用されるのかただしたのに対し、「正規職員のみであり、臨時職員やパート職員は特別な事由がない限りは超過勤務を命ずることはなく、また現業職についても今回の改正は該当しない。」との答弁があり、委員から、非正規職員の勤務時間が超過した場合の対応をただしたのに対し、「例えば大規模災害への対応等、緊急性の高いものの場合などは勤務時間の上限を超えて勤務できるように規則で定めた。」との答弁があり、また委員から、非正規職員の病休の対応など同一労働同一賃金の中の今後の対応をただしたのに対し、「働き方改革の中で、同一労働同一賃金という中で現状は対応していないが、今後検討材料の一つとして進めていきたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更については、奈良県から五條市に移管されている旧五條病院医師住宅を活用し、五條高等学校賀名生分校の入学生が、家族単位で利用する「寄宿共同住宅」を整備する事業に、過疎対策事業債を充当するため、本計画の本文の変更及び事業名を追加することについて、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により、議会の議決を求めるもので、当局の

説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十号 平成三十年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定については、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに債務負担行為等の補正で、歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ一億九千五百四十三万六千円を追加し、歳入歳出の総額を二百二十七億八千六百五十二万七千円とするものであり、歳出の主な項目については、追加するものとして、職員給与費等三千九百三十一万円、基金積立金七十九万円、南和広域医療企業団に係る負担金補助及び交付金二百四十四万三千円、プレミアム付商品券事業のシステム改修等に係る委託料三百万円、林業施設災害復旧費の工事請負費一千二十万円、農業用施設災害復旧費の工事請負費一千二百万円、道路橋梁災害復旧費の工事請負費一億三千万円であり、歳入については分担金及び負担金十三万二千円、国庫支出金八十七万七千円、県支出金二千七十四万九千円、繰入金五千二百六十八万一千円、繰越金一千五百九十六万七千円、市債二千五百二十万円を追加して歳出との均衡を図ったものであり、次に、繰越明許費については、追加事業として、新庁舎敷地整備事業一億三百七十六万円、花咲寮整備事業三千二百五十万円、ごみ中継施設整備事業二億四千二百九十三万八千円、農村集落センター改良事業三百七十万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業六百万円、農村地域防災減災事業一千六百十三万四千円、市単独林道改良事業一千二百万円、観光施設改修事業百五十万円、きずみ館大規模改修事業二百八十一万九千円、プレミアム付商品券事業三百五十六万円、道路維持修繕事業四千七百四十万円、道路改良事業一億四百二十万円、橋梁新設改良事業一千八百万円、河川維持修繕事業六百五十万円、中央公園拡充整備事業六千二百二十万八千円、周遊観光拠点施設整備事業六千三百七十二万円、市営住宅長寿命化事業六百十五万六千円、認定こども園整備事業一千八百八十万円、林道災害復旧事業一千二百七十万円、農地災害復旧事業二千三百五十二万三千元、農業用施設災害復旧事業一億三千九十五万三千元、観光施設災害復旧事業八百七十一万六千円であり、変更事業としては、道路橋梁災害復旧事業に市道北曾木線、湯川大淀線の工事費を追加し、総額を三億五千六百一十四千円とし、債務負担行為の補正としては、新庁舎敷地整備事業において、新たに確認された地下構造物等の処理に係る費用四千万円を追加し、限度額を一億五千六百七十万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、農業用施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費等で平成二十九年及び平成三十年の台風による被災箇所のうち災害復旧工事が完了していない箇所数をただしたのに対し、「平成二十九年の災害の農地災害復旧事業では農業施設災害復旧が十九箇所中、十箇所、また、農地災害復旧では十二箇所中、四箇所が残っている。また道路橋梁災害復旧事業では、平成二十九年の災害九十三件中四十六箇所が作業中で、平成三十年の災害二件は入札準備中である。」との答弁があり、委員から、復旧工事が遅れているのであれば、被害を受けた周辺の皆さんが心配すると思われるので、復旧工事の見通しを連絡してあげる必要があるのではないかと

意見がありました。また委員から、市道北曾木線の工事完了が、測量の不備で遅れ、地元迷惑を掛けていることをただしたのに対し、「測量に誤差があった。なお、工事発注を一工区、二工区に分けて発注しており、一工区は当初より三月二十二日しゅん工であり、二工区については平成三十二年三月末のしゅん工を予定しているが、地元説明会等では平成三十二年一月末には完了してほしいとの要望があり、それに合わせて完了させるべく頑張っている」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「学校適正化事業並びに認定こども園事業について」及び「地方創生事業について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第四号、議第五号、議第八号及び議第十号の四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二、議第三号、議第七号、議十一号及び議第二十一号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三号、議第七号、議第十一号及び議第二十一号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三号 エコ・リレーセンターごじょう条例の制定については、五條市内で発生するごみを適切に受け入れ、中継するとともにごみの減量化・再資源化を図るため、その施設の名称及び設置位置を条例制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設名をエコ・リレーセンターごじょうとした経緯をただしたのに対し、「市内で回収したごみをこの集積施設に一旦集め、再資源化などあらゆる方面に中継リレーする施設として、市民とともに減量化、再資源化など環境に配慮したエコな取組を目指したいという思いからである。」との答弁があり、委員から、名称を公募すれば市民の関心が集まって、広く周知につながったのではないかとの意見がありました。また委員から、施設の稼働時期をただしたのに対し、「七月上旬から中旬を予定している。」との答弁があり、委員から、運営時間などをただしたのに対し、「午前九時から午後四時まで昼間も休みなしで運営し、毎月第四日曜日は開所させていただきたい。」との答弁がありました。また委員から、市民が搬入する場合、見通しが悪い部分があるため、エコ・リレーセンターごじょうへの誘導看板など、交通安全面に十分配慮が必要である。」との意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正については、未就学児を対象とする医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置が廃止されたことに伴い、平成三十一年八月診療分から未就学児を対象とする医療費助成について、現物給付方式を導入することによるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、現行との違いをただしたのに対し、「助成の方法が変わるもので、従来、医療機関の窓口で医療保険自己負担金を支払い、後日、福祉医療一部負担金の金額を差し引いた医療費が、登録された口座に自動

的に振り込まれていたものが、平成三十一年八月からは未就学児に対し、医療機関の窓口では福祉医療一部負担金のみを支払うこととなる。なお、県外診療については、従前のおり申請が必要であることは変わりはない。」との答弁があり、また委員から、窓口での支払は不要かとただしたのに対し、「福祉医療一部負担金、ひと月一医療機関につき、外来は五百円、入院は一千円という窓口で支払う負担金については変更はない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十一号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第三号) 議定については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ七千六百六十万二千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十五億二千三百八十四万四千円とするもので、歳出については、平成二十九年療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するもので、歳入として基金繰入金、繰越金を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十一号 工事請負契約の変更については、平成三十年六月二十一日から工事を行っている五條市新庁舎(国・県・市集約型)建設造成工事二工区において、工事内容の変更により契約金額の変更が発生するもので、工事車両通行時における周辺の安全確保のための交通誘導員の増加及び建設副産物処理見込み数量の変更と場内での仮置き土計画変更に伴う積込み費用並びに安全措置のためのブロック擁壁背面切土の段切り施工の追加と既設地中基礎構造物の撤去のため、税込みで三千四百九十八万七千六百八十円を増額変更するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、工期をただしたのに対し、「平成三十年六月二十一日から平成三十一年六月末であるが、今回の契約変更が承認されれば、六月末から九月末に工期を変更するものである。」との答弁があり、委員から、当初の入札予定価格と入札金額の差金をただしたのに対し、「差金は二千九百二十二万五千五百六十円である。」との答弁があり、委員から、工事の進捗をただしたのに対し、「およそ五〇パーセント程度の出来高である。」との答弁があり、委員から、平成三十一年九月末の工期で、まだ五〇パーセントは仕上がっていない中で、これ以上変更の部分はないということかただしたのに対し、「今回の変更の中には、地中構造物の撤去で県一〇〇パーセントの補助による四千万円が一工区、二工区を合わせて追加されているが、今後最終精算時にはもう一度変更を加えて最終の変更の議決をいただく予定になっている。」との答弁がありました。また委員から、当初入札執行時の十三項目の設計変更対象項目のうち、今は幾つの変更をするのかただしたのに対し、「七項目の変更になる。」との答弁があり、委員から、残りの六項目の見直しについてただしたのに対し、「四項目については、変更協議は不要の見通しで、二項目について現在協議中であるが、それが仮に増額になっても予算の範囲内で対応でき

ると考えている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三号、議第七号、議第十一号及び議第二十一号の四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員会委員長から報告がありまして、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第三、議第六号及び議第十二号から議第二十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会福塚 実委員長。

〔予算審査特別委員長 福塚 実登壇〕

○予算審査特別委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第六号及び議第十二号から議第

二十号までの十議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月八日の本会議におきまして、平成三十一年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、山口耕司議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、吉田 正議員、牧野雅一議員、養田全康議員と私、福塚 実の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、福塚 実が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選されました。審査に入り、審査日程については十三日、十四日及び十五日の三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。なお、予算関連議案の議第六号は農林業費で提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十三日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 自治会未加入世帯に対してのごみの分別収集日程の周知について、自治会加入世帯はごみ収集カレンダーを自治会長に送付し、自治会で配布していただいているが、自治会未加入の世帯にはちらしを新聞折り込みで配布し、地区別のごみ出し日を周知している。ごみ収集カレンダーの方が視覚的に分かりやすいとの要望もあるので、今後は少し早い段階で自治会長に送付させていただき、配布に御協力いただけるよう、調整してまいりたい。」との答弁があり、委員から、転入者などは転入届を窓口で受け付けたときにごみ収集カレンダーを渡すのが効果的と考えるので、連携を取っていただくようお願いしたいとの意見がありました。

二 風しん対策について、平成三十一年二月一日に予防接種法施行令が改正され、風しんの定期予防接種の機会がなかった三十九歳から五十六歳の男性を対象に三年間無料で抗体検査、予防接種が実施されることになった。五條市内の対象者約三千二百人に、個人通知や広報紙、ホームページで周知を図っていききたい。」との答弁があり、委員から、無料クーポンの取扱いをただしたのに対し、「無料クーポンは平成三十一年度を送付したものは平成三十一年度中に使っていただくこととなり、また五條市から転出した場合は、そのクーポンは使えなくなり、転出先で新たに発行していただくことになる。」との答弁があり、三年間の受診確認についてただしたのに対し、「各医療機関からクーポンの控えが戻ってくるので、受診された方は把握でき、次年度以降はまだ接種がなされていない方全員にクーポンを発行させていただくことになる。」との答弁がありました。

三 一般財団法人大塔ふる里センターの管理、運営する建物の耐震性能についてたまたしたのに対し、「道の駅大塔、ロジ星のくに、ふれあい交流館、大塔郷土館及びプラネタリウム館は全て昭和五十六年以降の建築で耐震基準を満たしている。」との答弁があり、委員から、地域商社として新たな取組を始めるに当たり、バリアフリーでない施設などは運営に当たって負の部分になるのではないかとたまたしたのに対し、「新理事候補の六名の皆さんは、市が大幅な全面改修はしないことを承知の上で就任をいただいております。新理事の方々とは共有している概念は、地域商社は今ある資源を最大限活用して稼げる地域とするといったことで、協議を進めており、今あるもので五條市に人を呼び込めるような手段を考えていきたい。」との答弁があり、委員から、現在の財団職員の処遇については理事のリーダーシップのもとで変わらぬものと認識しているが、経営トップの理事が変わること、仕事の取り組み方については理事のリーダーシップのもとで変わってくるものと期待している。」との答弁がありました。

四 上野公園の購入備品について、昨年十二月の総務文教常任委員会において、シダーアリーナの畳の購入の経緯、経過は今後も引き続き調査をしていかなければならないとされているが、平成二十八年九月三十日に畳三百九十二枚、台車十三台分が納品された後、シダーアリーナにおける柔道行事で畳を敷く工程をどこに依頼したのかたまたしたのに対し、「平成二十八年、平成二十九年は市内の特約店と随意契約して実施した。」とあり、ボランティアの方も協力していただいているというのを聞いて、平成三十年度は市内の特約店と随意契約して実施した。」との答弁があり、委員から、メーカーが敷いているとは初めて聞かせてもらった。前回はボランティアで敷いているとの答弁であり、議会に対する報告が実際と違うことは問題であるとの意見があり、委員から、畳を敷くためにメーカーから何名の人員がボランティアで来ていたのかとたまたしたのに対し、「人数は把握していない。」との答弁があり、委員から、平成三十年度は特約店が敷いているが有償か無償かたまたしたのに対し、「敷き込み料として有償である。」との答弁があり、委員から、特約店と契約をするに当たり、金額が妥当か判断するのにメーカーのボランティアの人数を参考に積算、歩掛りを作ると思うがデータはあるかとたまたしたのに対し、「データはない。」との答弁があり、委員から、何を基準に随意契約をしたのかとたまたしたのに対し、「当初、メーカーの基本単価は、一会場当たり十数万円で、六試合の会場では六十万円となるが、担当との協議で約半額となり四会場分が二十万円プラス消費税、六会場分が三十万円プラス消費税で見積りにより設定している。」との答弁があり、委員から、サービス時の作業人員数も把握せず、五條市独自の歩掛りもなく、業者の言いなりのままの価格設定ではないのかとの意見がありました。また、委員から、特約店との随意契約についてたまたしたのに対し、「試合会場のサイズを合わせるにあたり、畳の敷き込みに専門的な知識、技量が必要であり、メーカーからこの特約店を通してほしいとの要望があったことから、必要な上司の

決済を怠り役務登録がない特約店と契約したことについて深くお詫びを申し上げる。」との答弁があり、委員から、メーカーの特約店が四者も登録されている中でメーカーと直接価格交渉し、特定の特約店と随意契約することは入札の平等性を疑うこととなるとの意見がありました。また委員から、このような契約事案についてただしたのに対し、「事務執行上の問題点が多々あり、これまでの経緯経過を踏まえてしっかりと課題を精査し、対応するよう担当者に指示を出し誤解を招かないよう、そして誠実に正当な執行ができるような体制を構築したい。また議会の立場、職員の立場、また業者の立場の住み分けをきっちりとし、進めていかなくてはならないと考えている。」との答弁があり、委員から、議会としてもしっかりと検査をしていかななくてはならない事項と考えるので、別途協議をすることとしたいとの意見があり、午後五時四十八分に十三日の委員会は閉会しました。

十三日に引き続き、十四日、午前十時から総括質問の審査を行いました。

五 単位自治会における決算書等の文書作成に対する市の支援についてただしたのに対し、「文書作成、印刷等については、原則として市から支援等を行っているが、自治会役員が高齢等でパソコン操作に支障があるなどの事情によって個別に御相談を受けたときなどには文書作成の補助をさせていただいている。市役所のコピー機や輪転機の使用については、自治会の負担が増えることで加入率が減少している状況も踏まえて各自治会への意見聴取など担当課との協議の上、対応を模索させていただきたい。」との答弁があり、委員から、回覧でなく各戸に配布する必要がある場合に、パソコンが使えず手書きせざるを得ないときがあり困っている。自治会役員にはなりたくないという方もいるので、その点配慮をお願いするとの意見がありました。

六 一般財団法人大塔ふる里センターで管理、運営していた赤谷オートキャンプ場の現状と今後の見通しについてただしたのに対し、「現在、河川の災害復旧の護岸工事を国土交通省で進めており、キャンプ場が再開できるように整備を進めているが、事業はまだ数年続くと見られる。また、国道一六八号からキャンプ場までの県道もまだ復旧が完了しておらず、それら全体を見据えながら再興に向けて進めてまいりたい。」との答弁がありました。

七 公用車の管理台数についてただしたのに対し、「合計二百五十八台所有しており、うちリース車が五台である。」との答弁があり、委員から、各課における公用車のオイル交換の管理についてただしたのに対し、「法定点検及び車検時にはオイル交換をしているが、走行距離等における交換時期の通知等はしておらず、今後は走行距離による交換を周知してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、各課の管理する公用車を他課に貸出した場合に、燃料を補給して返却するような方法が取れないかとただしたのに対し、「集中管理車については以前か

ら燃料メーターが半分になった時点で給油をすることになっていたが、今後は各課の公用車についても使用後は燃料を補給して返却するように周知してまいりたい。」との答弁がありました。

八 人事異動を行うに当たっての観点、視点についてただしたのに対し、「適材適所を第一として、職員の個々の配属の期間、全庁的な配置のバランスを勘案して行っている。」との答弁がありました。委員から、毎年異動している職員がいることを指摘する市民の声があるとの意見がありました。

九 (仮称)金剛山麓野鳥の森公園の整備が進行中だが、官民境界の把握についてただしたのに対し、「担当課に地図はあるが、作業の際には以前の担当者とも現地を確認しながら、整備を進めていきたい。」との答弁があり、委員から、公園整備の今後の展望をただしたのに対し、「(仮称)金剛山麓野鳥の森公園の整備については毎年少額ではあるが予算を付けて整備を続けている。地元からいろんなお話も聞いており、できるだけ地元の意見を参考に進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十 五條市の指定管理施設におけるパートの時給が七百円台であるかということとをただしたのに対し、「五條市では指定管理の際に、管理者の募集要項や指定管理の基本協定書において、労働基準法、最低賃金法、その他法令を遵守するよう明文化している。その事例がもしあるようであれば重大なことなので各指定管理者の担当課に確認させていただく。」との答弁がありました。

十一 社会福祉法人の協議会からの各種要望等に対する市の対応についてただしたのに対し、「社会福祉法人だけでなく各介護保険サービス事業所からの質問や要望が随時要望書という形で市に届いている。各介護保険事務所と協議をしながら解決に向けて進めており、法改正を伴うような要望は市町村長会などあらゆる機会を通じて国に要望していくよう取り組んでいる。」との答弁があり、委員から、要望等があったときは極力要望を聞いていただいで一層の福祉向上につながりますよう御努力をお願いしたいとの意見がありました。

十二 地方創生事業についてただしたのに対し、「五條市の多くの魅力的な資源が十分活用されていない中で、点として存在している魅力的な資源を、地域商社事業を中心に点と点を線で結び付けられるような取組を進めてまいりたい。地域商社の本格始動は平成三十三年度からで、平成三十一年度、平成三十二年度はその準備期間とし、現在大塔地域の指定管理者となっている一般財団法人大塔ふる里センターにおいて、西吉野地域及び旧五條地域での取組をこの準備期間の間に進めてまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

十三 働き方改革、職場環境の改善についてただしたのに対し、「働き方改革関連法案の成立に伴い、地方自治体においても労働環境の改善が求められているところである。特に長時間労働の是正、職員の健康保持、あるいは人材確保の観点からも大変重要な課題であり、より強力で

超過勤務の縮減に取り組む必要があるとされている。本市の時間外勤務の現状については、災害対応などの特別な事情もあるが、平成二十八年年度と比較した場合、平成二十九年年度そして本年度と逆に今の段階では時間外勤務が増加している現状で、この法の要請に基づくような長時間労働の是正は、全庁的に図られていないような状況にある。」との答弁があり、委員から、様々な諸問題があつてスムーズにはいかないと思うが、その環境を整えるのが最優先ではないかとただしたのに対し、「長時間労働を命ずることができる時間の上限は週四十五時間、年三百六十時間で、この規則で定める条例改正案を今般の議会に提出させていただいている。今後はこの明確なルールに従い、それぞれの課の管理職員の適切な労務管理ということと人員不足の面もあるため、アウトソーシング、委託方法というようなことも併せながら考えていく必要があると考えている。」との答弁がありました。

十四 借地料の公平化に向けた取組の進捗状況についてただしたのに対し、「平成三十年年度に一部減額をさせていただいた契約が三件、昨年同様の契約が四十八件となっている。引き続き取り組んでいくが、ほぼ永久構造物で貴重な財産をお借りしているところであり、やはり丁寧に御理解いただけるよう交渉してまいりたいと考えている。」との答弁があり、委員から、算出基準を見直す時期に来ているのではないかとただしたのに対し、「現在の算出根拠は、前年度の相続税課税標準額の三パーセントが平米当たりの単価となっている。これについては他市の事例等も研究しながら、これが適切か否か勉強させていただきたい。」との答弁がありました。

十五 自治会等のイベントの補助金の在り方についてただしたのに対し、「地域イベントの補助金の目的は、地域が元気になれば、五條市も元気になるという形で、点と点を結び線につながれば良いという気持ちで三年間市から補助をし、補助金が終了した後もイベントを継続していただきたいと説明をしながら進めているが、残念ながら市の補助金が終了した後は継続して開催されていないのが現実である。」との答弁があり、委員から、市内の全ての自治会からイベント補助金を要望されたら平等性を期して対応しなければならぬと考えるが、現在一つのイベントに対する百五十万円の補助金は全額支給しているのかただしたのに対し、「担当課で審査をして金額を決めているが、今までの三事業とも予算の上限の百五十万円を支給している。」との答弁があり、委員から、自治会や市民の皆さんに喜んでもらえるようなイベントであつたかどうか、検証しながら進めていただきたいとの意見がありました。

十六 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページ等で公開し、地域や家庭への周知に努めるとあるが、公開されているかとただしたのに対し、「確認できていない。」との答弁があり、委員から、教育委員会が実施すべき施策として、いじめと不登校の未然防止、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備等がうたわれており、教育委員会では学校現場をしっかりと把握して各小・中学校の特色をつかんで

おく必要があると考えるとしたのに対し、「月に一回、五條市生徒指導研究協議会が行われ、教育委員会も出席しており、個別の案件については学校でケース会議等を実施し、内容に応じて教育委員会も出席している。」との答弁があり、委員から、いじめの事案が発生したことについて、今後、学校側の事案の認識と教育委員会の事案の認識にタイムロスが発生することなく早期に対応していただくようお願いするとの意見がありました。

十七 市内の障害者福祉作業所に対し、五條市から発注する金額をただしたのに対し、「平成二十九年実績は六百八十二万五千七百四十一円となっている。」との答弁があり、委員から、六事業所への発注額の内訳をただしたのに対し、「各担当課において、それぞれの事業所に対応できる品目を問い合わせた上で発注している。」との答弁があり、委員から、事業所の規模にもよると思うが、ある程度平等性に配慮して仕事を分配していただくようお願いするとの意見がありました。

十八 五條市消防団組織の見直しについてただしたのに対し、「消防団員の定数六百三名に対し団員は五百四十五名で、団員数が少なくなっており、現在、消防団幹部が消防団再編の話し合いをしていると聞いている。」との答弁があり、議長から、団員不足さらには老朽化する高額のポンプ車等消防車両の入替えによる市の財政負担などを考慮したとき、例えば分団の団員数は変えずに三分団から二分団にして活動しやすくするなどの検討も必要ではないかとただしたのに対し、「団員の高齢化と新入団員の減少などの人的問題や車両及び屯所の維持などの財政的な面から消防団の再編により効率的な新しい体制を構築できれば有り難く、その方向付けが決まれば行政として対応し、有効な体制を構築したいと考えている。」との答弁があり、また議長から、中途からではあるが新入団員があつた場合に、辞令は渡すが活動服等の装備の支給が遅くて困っている。必要などころにはすぐに支給できるようにしてもらいたいとの意見がありました。

十九 クリーン・オアシスとみどり園の包括管理業務委託についてただしたのに対し、「二月二十二日に入札を行い、wing株式会社大阪支店は入札金額三億四千八百六十六万円、テスコ株式会社は二億七千万円で、その結果、入札金額の低いテスコ株式会社花落札者と決定し、契約金額は消費税込み二億九千六十万円である。三年間の債務負担行為を承認いただいた結果、年平均三千九百万円の節減となり、平成三十九年度の決算見込額と比較すると三年間で一億七千六百万円、年平均五千八百万円の削減となった。引継計画については、三月中にテスコ株式会社にクリーン・オアシスとみどり園各施設の運転管理、事務等について引継ぎを行い、四月一日からの委託に備えている。」との答弁があり、議長から、安くなった要因をただしたのに対し、「みどり園との二施設の包括管理としたことが大きな要因である。」との答弁がありました。

二十 合併浄化槽の補助金制度についていただいたのに対し、「補助の対象は、下水道計画区域外の地域であって、専用住宅で市税の滞納がないことなどを条件として、国・県の補助を受けて、国が三分の一、県が三分の一、市が三分の一で浄化槽の規模に応じて補助金制度を実施している。」との答弁があり、議長から、下水道計画区域内の住宅は合併浄化槽の補助制度が適用されない中で、下水管の設置時期を示せないかといただいたのに対し、「事業認可区域を定める必要があるが、大和都市計画下水道や、その上位計画の吉野川流域下水道計画やその上位計画の紀の川流域別下水道整備総合計画などの協議のもと事業区域認定を定めるもので、末端の管路がいつ完備できるかはまだ示すことができない。」との答弁があり、議長から、今後十年、十五年待っても設置される見込みのないところはせめて市の補助金だけでも出すようなことを検討していただきたいとの意見がありました。

二十一 空家対策の一環として、企業の社宅など賃貸住宅として活用する提案についていただいたのに対し、「空家の所有者の見解や法的な部門の見解など様々な観点から研究、検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、空家情報として一般の社宅として紹介する形で、外国人の就労の方も含めて定住促進にはならなくても、家賃収入や地域での買物や市税収入なども発生することから、今後検討していただきたいとの意見がありました。

以上、午後二時四十六分に総括質問が終了し、引き続き各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 民間ブロック塀等撤去改修補助金三百万円についていただいたのに対し、「危険ブロック塀の撤去に当たり、メートル当たり一万円を上限として対象経費の二分の一を補助し上限額は十万円。撤去後に軽量フェンス等を設置する場合にはメートル当たり一万円を上限として対象経費の二分の一を十万円を上限として補助することを考えている。」との答弁があり、委員から、市内全般どこでも対象となるかといただいたのに対し、「道路に面した危険ブロック塀を対象としている。」との答弁があり、委員から、子供たちの通学路の危険箇所から優先して補助対象としていただければ有り難いとの意見がありました。

二 耐震診断業務委託料六百三十二万五千円についていただいたのに対し、「市民会館の耐震診断の委託料である。」との答弁がありました。

三 コミュニティバスＩＣカード機設置委託料八十二万五千円についていただいたのに対し、「現在運用中の二台のコミュニティバスのうち、一

台は奈良交通の方で既に設置されており、今回、五條市所有のコミュニティバス一台に設置するものである。」との答弁があり、委員から、乗車料金は安くなるかとただしたのに対し、「運賃は変わらないが、例えばC I・C Aのカードを利用する場合、二千元で二百八十円程度の特典がある。」との答弁がありました。

四 観光・防災Wi-Fiステーション整備委託料二百五万五千円についてただしたのに対し、「平成三十年度末の時点で民間事業者設置の施設を含め三十一施設に設置しており、来年度は五條中央公園に整備する予定である。」との答弁があり、委員から、防災拠点に優先して設置すべきではとただしたのに対し、「当初は小・中学校の避難所を来年度に予定していたが、体育館は広いためアクセスポイントを二箇所設置する必要があり、保守料や回線使用料といったランニングコストが九小・中学校で年間約二百万円必要となることから来年度当初予算への計上は保留とした。今後、移動式のアクセスポイントを導入することなども検討していきたい。」との答弁がありました。

五 防犯灯設置補助金五百万円についてただしたのに対し、「平成三十年度から補助金の上限額を一万五千円に減額しており、なおかつ、申請件数に応じて補助額が変動する形になっている。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

六 市社会福祉協議会補助金が昨年度より七百万円以上増えていることをただしたのに対し、「社会福祉協議会の人件費補助になるが、四、五年前から人件費を丸々補助するのではなく、一定額を社会福祉協議会の運営資金から負担していたが、社会福祉協議会の運営資金が徐々に減少し、安定的に運営するために確保しなければならない金額に近づいてきたため、今回は一定額負担していただいていた額を少なくしたため、その差額分が約七百万円となったものである。」との答弁がありました。

七 市町村相談支援機能強化事業委託料二百十九万三千円についてただしたのに対し、「吉野コスモス会のどかとなっており、強化される部分については、委託しているものの中で、精神症状の強い方々に対し、高い専門性を必要とするような支援や、交通困難地区に居住する障害者に対する支援、相談支援体制の中で平日の夜間、休日など市役所など相談支援センターが閉まっている時間帯についての対応の委託であり支援体制の強化としている。」との答弁がありました。

八 花咲寮施設用備品購入費八千九百二十九万二千元についてただしたのに対し、「最低六回以上の入札にしたいと考えている。」との答弁があり、委員から、購入備品として金額が大きな品物をただしたのに対し、「電動ベッド約三十台が約二千万円、調理機器、厨房機器等の電化製品が約二千五百万円、食堂の椅子、テーブルで約五百万円の購入になる。」との答弁があり、委員から、シダーアーリーナの備品購入では同一業者

で何回も落札されておる経緯が見受けられた。今回は幅広く入札を掛けていただき、より安くより良いものを購入できるようお願いするとの意見がありました。

九 放課後児童健全育成事業費が毎年増額になっている要因をただしたのに対し、「主な要因は利用する児童の増加と小学校区に学童保育所がないところの児童を通学タクシーを利用して今年度から送迎、送りだけを実施しておりそれに係る児童数も増えていることが要因である。」との答弁がありました。

委員から、学童保育所の展望についてただしたのに対し、「来年度は牧野の学童保育所、本町の学童保育所について設計委託を予算化して今後、五條小学校の空き教室で設計していく予定である。牧野小学校のグラウンドにある学童保育所についても人数が増えており、また田園学童保育所と牧野学童保育所の二つに分かれているが、今後、牧野小学校のグラウンドにもう一つ学童保育所を増築していく予定である。」との答弁がありました。

十 子育て短期支援事業委託料百三十七万八千円についてただしたのに対し、「保護者が疾患や心身上、精神上、環境上の理由で児童の養育が困難となったり、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に児童を預かる事業である。」との答弁があり、委員から、親からの申告制かただしたのに対し、「保護者からの申請で最長で七日間が限度となっている。」との答弁があり、市内にその施設が存在するかとただしたのに対し、「市内では嚶鳴学園がある。」との答弁がありました。

午後四時四十一分に十四日の委員会は閉会しました。

十四日に引き続き、十五日午前十時から審査を再開しました。次に、衛生費についてであります。

十一 ごみ中継施設周辺地域振興整備事業の進捗率についてただしたのに対し、「平成三十三年度から実施しており、平成三十一年度も二千二百万円の予算を計上しており、進捗率は七〇から八〇パーセントとなる見込みである。事業自体は平成三十三年度で終了させる予定で計画している。」との答弁がありました。

十二 みどり園周辺地域環境整備事業交付金八百万円についてただしたのに対し、「越替地区の農道の舗装二〇〇メートル、水路整備約二五〇メートルの整備で、事業自体は古く諸事情から実施できていなかったものが、地元協議が整い平成三十一年度実施できることになったものである。」との答弁がありました。

十三 空家等除却事業補助金三百万円についてただしたのに対し、「市内の老朽危険空家の所有者に対し補助金を配布するものである。」との答弁があり、補助基準等についてただしたのに対し、「老朽危険空家の除去工事に要した費用の二分の一、最大五十万円となっており、非課税世帯が対象である。」との答弁がありました。

十四 刈草等たい肥化業務委託料三百五十二万四千円の委託先をただしたのに対し、「委託先は車谷自治会である。」との答弁があり、委員から、来年度の処理量と委託先をただしたのに対し、「予算上では三〇〇トンを見込み、地域連携ということから、同じく車谷自治会に委託を考えている。」との答弁がありました。

十五 がん検診の受診率と広報活動についてただしたのに対し、「胃がん検診の場合であれば、対象者約一万二千百人に対して約九百三十人が受診され、受診率は約七・七パーセントとなっている。広報については前年度の受診者には再度案内させていただき、広報五條やホームページにも掲載している。」との答弁があり、委員から、五條市のがん検診を受けて、がんが早期に発見され、命を助けてもらったなどの市民の声を聞くので、今後もしろんな媒体を使ってしっかりと広報活動をしていただきたいとの意見がありました。

次に、農林業費についてであります。

議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、農業委員会委員の報酬改定を行うもので、国の農地利用最適化交付金事業を活用し、担い手への農地集積や遊休農地の解消など、農地利用の最適化を推進する委員活動に対する手当を、基礎的な報酬に上乘せして支払ができるよう、関係条例の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。

十六 中山間地域等直接支払事業補助金一億六千九百四十三万二千円についてただしたのに対し、「平成十二年度からの事業で現在四期目となっており、平成三十一年度は七十八団体を見込んでいる。」との答弁がありました。

十七 ため池調査業務委託料六千万円についてただしたのに対し、「昨年七月の西日本豪雨において、ため池が何箇所も決壊したことを受けて政府が点検を指示しているもので、市内六百七十余りのため池のうち、決壊すれば下流に被害甚大なため池三百箇所余りを簡易氾濫解析する業務を発注するもので、その結果を基にハザードマップ等を作成する事業である。」との答弁がありました。

十八 ジビエール五條PR商品開発業務委託料五百八十万円についてただしたのに対し、「新年度においてはジビエ串カツなどを商品化できるか検討している。」との答弁があり、委員から、他市の事例のように、まずはジビエを地元飲食店で利用してもらって地域の特産物として取り上げてもらう土台づくりが必要ではないかとただしたのに対し、「現在既に取引先が百社を超えており、ジビエの需要と供給のバランス

を勘案しながら今後、進めてまいりたい。」との答弁がありました。

十九 (仮称) 木質チップ生産施設整備事業費について森林組合との関連をただしたのに対し、「森林組合は山林の所有者を把握していることや間伐材の集積などで協力をしていく必要がある、事務レベルで協議をしているが、施設の運営については、ランニングコストのなど収支のデータがない中で、当面は市の直営とし、その後に委託や指定管理等の検討を進めたい。」との答弁がありました。委員から、森林組合との協力関係は当然で、当面は直営であっても合同で進める中で出資割合などの住み分けをきっちり作っていくようお願いするとの意見がありました。

次に、商工費についてであります。

二十 五條市観光PR事業委託料四百万円についてただしたのに対し、「平成三十年度、平成三十一年度の二箇年の事業となっており、五條市の観光ポスターを作成する業務で新町、榮山寺、賀名生梅林などを撮影し、ポスターを五千枚作成するものである。有名な方に登場してモデルとなっていたかどうかのような費用となっている。」との答弁があり、委員から、掲示先をただしたのに対し、「ポスターはまだできていないので、具体的に決まっていないが、大阪方面の駅やビルを考えている。」との答弁があり、委員から、年中同じ場所に同じポスターが貼られているより、四季ごとに合ったポスターの掲示も検討してもらいたいとの意見がありました。

二十一 買物支援事業委託料二百万円について例年と違うところについてただしたのに対し、「回るルートは例年と同じだが、今年度は新たに大塔支所前販売を月曜日に加えるなど、利用者の利便を図り、売上げが伸ばせるよう委託先と二箇月に一度打合せを実施している。」との答弁があり、委員から、山間地などの買物難民を少しでも救済できるよう販売ルートを広げるための予算付けも今後考えてもらいたいとの意見がありました。

二十二 (仮称) 二見川端近隣公園設計業務委託料八百八十万円についてただしたのに対し、「五條市二見地区環境保全建設検討委員会において、(仮称) 二見川端近隣公園内を通して北側の道路と西側の道路を結ぶ道を入れてもらいたいとの要望があり、当初の計画を活かしながら道路を入れるため、同委員会と協議しながら見直しを計画しており、その設計委託料である。」との答弁があり、委員から、それにより(仮称) 二見川端近隣公園の整備自体が遅れるのかただしたのに対し、「当初より約一年遅れる見込みである。」との答弁がありました。

二十三 榮山寺緑地公園整備工事費八百三十万円についてただしたのに対し、「遊歩道の木製手すりを擬木の手すりに変更する工事及び山頂の休憩施設の木製のベンチとテーブルを擬木のものへ取り替える工事である。県立自然公園の地域内であるため、県との協議が必要となり、工

期は六箇月から七箇月必要と思われる。」との答弁があり、委員から、榮山寺一千三百年のイベントに合わせて整備できればより効果的な部署間の連携を取って進めていただきたいとの意見がありました。

次に土木費についてであります。

二十四 道路新設改良費の工事請負費一億八千六十万円の計画箇所をただしたのに対し、「旧岡中線、岡口三号線、岡口六号線、二見五号線を考えている。」との答弁がありました。

二十五 都市公園建設事業費の中の上野公園の駐車場増設工事について、先の都市計画審議会で説明があつた際の図面提出と選定理由をただしたのに対し、「駐車場の必要性について、既設駐車場台数は二百二十台で、週末等で野球、サッカーなどの利用が重なったときは満車状態になり、周辺道路の交通に支障を来している。また、河川側の上野公園臨時駐車場も百五十台から二百台程度利用して対応している現状であるが、上野公園内の通路は公園内の園路を通過する必要があり、歩車分離ができていないため非常に危険な状態にある。また国土交通省による吉野川の築堤整備が計画されており、現況案では臨時駐車場として利用できないこととなっている。残地を駐車場として利用できないか協議を行っているが、確定できていない。平成三十五年ごろより整備が計画されており、工事が始まると臨時駐車場は利用できなくなり周辺道路の交通環境に支障が発生する。また市民プール跡地についても公園運営及び整備検討会で多目的広場として整備する方針が決定されている。そのため当該候補地に約百八十台分の駐車場を整備する必要があると考えている。また、当該候補地は現況の駐車場に対し、市道を挟んだ対面側にあることから一体的な利用が図れ、公園のほぼ中央部にあることから各施設への利便性もよく、また候補地は一部は借地をして耕作されているが大部分は不耕作地となっていることから当該地を駐車場候補地として選定したものである。」との答弁があり、委員から、市民プール跡地の面積と、駐車場とすれば何台停めることが可能かとただしたのに対し「約一ヘクタールで約百八十三台駐車可能である。」との答弁があり、委員から、購入しようとする平米単価と面積をただしたのに対し、「価格は平米約七千円で面積は約六、四一五平米である。」との答弁があり、委員から、駐車場として整備するのに土地購入費を含めて総額幾らぐらい必要かとただしたのに対し、答弁調整のため暫時休憩となりました。再開後、「駐車場の整備については、工事費で約六千万円と見積もっており、総額は概算で一億円前後を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に消防費についてであります。

二十六 防災行政無線整備工事費についてただしたのに対し、「大塔地区の防災行政無線はアナログ方式だが二〇二二年十二月以降電波として

使えなくなるため、これをデジタル化する事業である。」との答弁があり、委員から、発信基地をただしたのに対し、「発信基地は五條市役所で、中継所を設置して山間部へ飛ばす形であり、大塔支所からも操作できるように考えている。」との答弁がありました。

次に教育費についてであります。

二十七 学校適正化事業費の五條中学校改修工事費二億円についてただしたのに対し、「校舎屋上の防水工事、手すりの塗装、外部一部の塗り替え等の改修のほか、校舎内部天井や壁、建具、昇降口の改修など予算の範囲内で改修を行うものである。」との答弁がありました。

二十八 地区公民館費の阿太地区公民館等整備計画業務委託料五百三十万円についてただしたのに対し、「学校適正化事業により使用しなくなった阿太小学校を地区公民館及び大学の研究拠点施設として活用するための基本計画策定などの業務委託となっている。」との答弁があり、委員から、学校全体を使うのか一部なのかただしたのに対し、「詳細は決まっていないが、公民館だけでなく、大学の研究拠点という部分もあるためほとんど全体を使う計画になると考えている。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費・公債費・予備費について質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についてであります。

二十九 戸籍住民基本台帳手数料の内訳をただしたのに対し、「住民票一万四千二百六十通で四百二十七万八千円、戸籍一千七百通で七十六万五千円、印鑑証明九千通で二百七十万円、その他である。」との答弁があり、委員から、コンビニ交付に係る年間のランニングコストが八百万円と聞いているが、収入では約七百万円余りがある中で今後ともコンビニ交付の検討をお願いするとの意見がありました。

三十 上野公園使用料七百万円の内訳についてただしたのに対し、「運動公園の関係使用料が三百万円、シダーアリーナの使用料が四百万円を想定している。」との答弁があり、委員から、利用人数をただしたのに対し、答弁調整のため暫時休憩となりました。

再開後、「運動公園の利用者が二万五千人で、シダーアリーナで利用者三万人を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、運動公園の運営計画の中に、利用者の利便性を上げるような取組が必要ではないかとの意見がありました。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計については質疑はありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

下水道事業会計については質疑はありませんでした。

次に、水道事業会計であります。

三十一 漏水調査費調査箇所についてただしたのに対し、「須恵、本町、新町、二見、岡口、下之町、釜窪町、犬飼町の地区で延長六八キロメートルである。」との答弁があり、委員から、委託料をただしたのに対し、「八百二十二万九千六百円である。」との答弁がありました。

水道事業会計の審査終了後、意見調整のため暫時休憩に入り、再開後、議第十二号 平成三十一年度五條市一般会計予算議定について、山口耕司委員から修正案が提出され趣旨説明が行われました。質疑の後、討論を省略し、採決の結果、修正案は否決されました。

次に、原案について採決の結果、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

なお、予算審査特別委員会副委員長から議第十二号 平成三十一年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議が提出され、趣旨説明が行われ、質疑の後、討論を省略し、採決の結果、附帯決議を付することに決定しました。

こうして、当委員会に付託された十議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、議第六号及び議第十三号から議第二十号については採決の結果、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

トイレ休憩のため、三時まで休憩いたします。

午後二時四十八分休憩に入る

午後二時五十九分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）議第十二号、平成三十一年度五條市一般会計予算議定につきまして、山口耕司議員ほか一名から修正の動議が提出されています。

この際、提出者の説明を求めます。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので、議第十二号、平成三十一年度五條市一般会計予算議定に対する修正案について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

今回提出の七款土木費、四項都市計画費、五目都市公園建設事業費の上野公園駐車場整備事業については、平成三十五年ごろ着工予定の築堤工事により現在の上野公園駐車場用地が減少するため、代替駐車場を整備するための各費目の予算計上であるが、当該土地周辺地域の土地実勢価格と比較した際にかい離が生じていること、また現在の上野公園ブルー跡地については多目的広場を整備するという計画であるが、ブルー施設解体から多目的広場整備までの間において駐車場用地として一時的に使用できる可能性があり、車の進入においてもトリムコースを侵すものではなく、体育館シダーアリーナ横の道路幅員は上の入り口やプール付近では五メートル余りあり有効に活用できる。また築堤工事における残地利用法や市道大津相谷線についても浸水に備えた改良工事が不確定である。駐車場整備については計画を見直した上で予算計上を行うべきと考えます。

よって、駐車場整備に係る駐車場用地測量業務委託料三百五十万円、駐車場補償調査業務委託料四百四十万円、不動産鑑定業務委託料百三十万円、公有財産購入費四千四百九十万円、補償補てん及び賠償金五百万円を削減しようとするものであります。

具体的には、お手元配布の修正案八ページから九ページのとおり、歳出において、七款土木費、四項都市計画費、五目都市公園建設事業費の二億三千三百二十二万円を一億七千二百二十二万に改めるもので、その財源については、十五款国庫支出金、二項国庫補助金、六目土木費国庫補助金、二節防災・安全交付金の一億五千七百八十二万八千円を一億四千七百八十二万八千円に改め、十九款繰入金、一項基金繰入金、一節財政調整基金繰入金、一節財政調整基金繰入金の七億五千万円を七億四千四百三十万円に改め、二十二款市債、一項市債、六目土木債、一節土木債六億九千八十万円を六億四千七百四十万円に改め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百十三億九千万円とするものであります。

以上、修正案提出の趣旨説明を申し上げますが、昨年九月定例会において確かなる未来に向けた健全な財政運営を求める決議が採択され

ています。各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（平岡清司）説明が終わりました。

ただいまの修正案の説明に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。議第六号及び議第十二号から議第二十号までの十議案の原案及び山口議員ほか一名から提出されました修正案につきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって議第六号及び議第十二号から議第二十号までの十議案の原案及び山口議員ほか一名から提出されました修正案につきまして、御異議ございませんか。

これより本十議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第六号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第十二号 平成三十一年度五條市一般会計予算議定に対する山口耕司議員ほか一名から提出されました修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本修正案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は修正可決されました。

○議長（平岡清司）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

この際、お諮り申し上げます。ただいま本案が修正可決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（平岡清司）次に議第十三号から議第二十号までの八議案についてを一括して採決いたします。

本八議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本八議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本八議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第四、発議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第一号、議第十二号平成三十一年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議について。

○議長（平岡清司）この際、発議一号、議第十二号平成三十一年度五條市一般会計予算議定に対する附帯決議については、既に議決されました修正案と同一趣旨でございますので、不採択されたものとみなします。

○議長（平岡清司）次に日程第五、推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号から第三号までの三議案につきまして、いずれも人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります竹原設治委員、坂上圭子委員、櫻井清司委員の任期が平成三十一年六月三十日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように竹原設治氏、坂上圭子氏の再任、及び堂本 操氏推薦をお願いいたしたく存じます。三氏は人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ人権擁護委員としての適任者であります。

なお、任期につきましては、平成三十一年七月一日からの三年間であります。

議員各位には御理解いただき、御推挙賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本三議案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第六、発議第二号を議題といたします。事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第二号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成三十一年三月二十日提出

提出者	五條市議会議員	山口 耕 司
賛成者	五條市議会議員	岩 本 孝
〃	養 田 全 康	

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第二号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成三十年診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年十二月に平成三十一年一月一日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
 2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようになること。
 3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十一年三月二十日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出すること決しました。

なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）次に日程第七、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第三号 二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関する決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成三十一年三月二十日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 山口耕司

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号、二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関する決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

二〇二五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関する決議（案）

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西が一体となった国際博覧会が、二〇二五年に開催されることが決定した。

一九七〇年に開催された大阪万博では、七十七箇国が参加し、世界中から六千四百万人以上が来場され、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて関西圏の存在をアピールする絶好の機会となった。

今回の大阪・関西万博の開催決定は、行政と経済団体が一体となって取り組まれた成果であり、今後二〇二五年に向けて、新たな産業や観光のイノベーションが期待でき、奈良県においても産業振興や観光文化交流等の促進だけでなく、地域の振興や住民生活の向上にも寄与することが期待されることである。

よって、五條市議会は、大阪・関西万博の成功に向け、国、地元府県市、経済界とともに積極的に取り組んでいくことを求めるものである。以上、決議する。

平成三十一年三月二十日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（平岡清司）次に日程第八、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第四号 総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成三十一年三月二十日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 山口耕司

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議についてでございますが、この件につきまして議会運営委員会で検査権を実施することについて協議いたしました。その賛同を得られず、こういった決議になりましたことをまずもって報告させていただきます。

それでは、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

平成三十一年五條市議会第一回三月定例会の予算審査特別委員会の総括質問において、総合体育館における契約事務や体育館用備品購入事務について、発注金額や発注業者等不明瞭な点が多く発覚した。事務執行上の問題点が多々あり、例えば、平成二十九年度における入札で、登録の無い業者が入札に参加したり、随時契約において、登録の無い業者が受託したり、平成三十年度においては、柔道畳の敷き込みにおいても、同様に登録のない業者と契約を締結し、その後に登録を行っている。

議会としても今後、徹底した調査を行う予定であるが、理事者側においても、第三者機関で調査究明を行い、その結果について報告を求めらるものである。

以上、決議する。

平成三十一年三月二十日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、議員各位には、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決すること決しました。

○議長（平岡清司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十二日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成三十一年度各会計予算をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、閉会の挨拶とさせていただきます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成三十一年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る三月一日に開会されました本年第一回目の定例会におきまして、エコ・リレーセンターごじよう条例の制定をはじめ、平成三十一年度一般会計予算など多数の重要案件につきまして慎重に御審議を賜り一部を除き原案のとおり御議決賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

今会期中に賜りました議員各位からの意見や提言については、今後の市政運営に活かしてまいりますので、一層の御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、ようやく春めいてまいりましたが、まだまだ寒暖の差が大きいことから議員各位には健康には十分留意をいただき、これからも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たつての挨拶と代えさせていただきます。

○議長（平岡清司）これをもって、平成三十一年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後三時二十七分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 平岡清司

署名議員 伊谷賢司

署名議員 養田全康

署名議員 吉田正